

令和 7 年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 7 年 6 月 2 日

産業労働部 産業政策課

1 業務の概要

（1）業務名

令和 7 年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務

（2）業務の目的

世界経済の不透明性が高まる中、より効果的かつ戦略的な施策の展開により県内製造業の振興を図るため、県内製造業企業の海外展開支援の方向性（以下、「方向性」という。）を検討するための企業の声等を含めたデータ収集を行うとともに、方向性を整理する。

また、海外からの対長野県投資を外国地方政府・研究機関・大学・企業等に対して訴求するための資料を作成する。

（3）業務内容

ア 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性の整理

（ア）情報収集

- a 県内企業の海外展開に係る方針等に関する情報収集
- b 県内企業の海外展開支援に繋がる市場等分析に必要な情報収集
- c 県内企業向け海外展開セミナーの開催

（イ）資料作成

- a 海外方面別の支援の方向性
- b 概要版
- c 基礎データ集

イ 県内産業マップ等の作成

（ア）県内産業マップ

- a 全体版
- b 分野別
- c 発電量マップ
- d 水質マップ

（イ）データブック

（ウ）デザイン・DTP 作業

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の業務内容は現時点の予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書（案）の内容を踏まえ、以下を提案してください。

ア 方向性の整理にあたっての情報収集について

- (ア) 県内企業へのヒアリング調査のスケジュール及び実施体制、実績
- (イ) 市場等の分析にあたり収集する情報の種類、ソース、データ量の想定
- (ウ) 情報収集の実施にあたっての提案者の強みや独自性等

イ 方向性の整理における作成資料のイメージ

ウ 県内産業マップの作成イメージ及び作成までの業務工程

エ 業務の実施体制及びスケジュール

オ 計画等策定支援に関する類似業務の履行実績及び成果

カ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県を含む日本国内、海外

(7) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

(8) 費用の上限額

7,999,334 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成 30 年長野県告示第 588 号)の「その他の契約」の等級が A 又は B に区分されている者であること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (9) 過去 3 年間に同種又は類似の業務契約を誠実に履行した実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するもの

とします。提出期限（（５）ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

（１）参加申込書の作成様式

実施要領様式第３号による。

（２）資格要件具備説明書類総括書

様式第３号の附表による。

（３）参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

（４）担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）
長野県産業労働部産業政策課 企画担当
電 話 026-235-7205（直通）
ファックス 026-235-7496
メー ル san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

（５）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和７年６月９日（月）午後５時まで

（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前９時から午後５時まで。）

【（注）長野県の休日を定める条例（令和２年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 ３（４）に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限りです。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で３（４）の担当者に確認してください。

（６）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

（７）非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６（３）ア）の３日前までに、書面により産業労働部産業政策課長から通知します。

イ 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して１０日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部産業政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して１０日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア） 受付場所 ３（４）に同じ。

- (イ) 受付時間 上記イの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (8) その他の留意事項
- ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和 7 年 6 月 10 日（火）午前 10 時から（1 時間程度）
- (2) 開催方法 原則として Web 会議システム（Microsoft Teams）による
- (3) 留意事項 説明会の参加用 URL 等については上記 3 「参加申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に個別にお知らせします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期間 公告実施日から令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第 6 号）を F A X 又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 産業政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和 7 年 6 月 13 日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第 8 号）及び企画書（様式第 8 号の付表）
企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。
なお、企画書は原則としてすべて A 4 サイズとしてください。
- イ 経費の見積書（任意の様式）
本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は 1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3（4）に同じ。
- イ 受付期間 公告実施日から令和 7 年 6 月 12 日（木）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ウ 受付方法 業務等質問書（様式第 6 号）を電子メールにより提出するものとします。
- エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 5 時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。）
- イ 提出先 3（4）に同じ。
- ウ 提出部数 6 部（正本 1 部、コピー 5 部）

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で３（４）の担当者に確認してください。

（４）企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目		評価内容	配点
1	業務に対する理解度	・ 本業務の趣旨や背景、課題等に対する理解度が高く、着眼点、分析、提案が適切であるか。	15
2 方向性の整理業務			
-1	情報収集	・ 情報収集の内容は、県内産業との親和性などを勘案し、県内企業の海外展開支援に資するものとして適切か。 ・ オープンデータのみでなく、通常はアクセスできない有償データ等が効果的に活用されているか。 ・ 提案者の強みや独自性等が本業務の遂行に資するものであるか。	25
-2	県内企業向けセミナー	・ 県内企業の海外展開に資する内容として適切な提案か。 ・ 参加者向けアンケート調査は、方向性の整理に資する内容として提案されているか。	10
-3	資料作成	・ 世界経済や各国・地域経済等の動向や課題にとどまらず、県内経済の動向や特徴・課題などを含めた県内企業の海外展開支援に繋がる内容となっているか。	15
3	県内産業マップ	・ 産業マップは、信頼のおけるデータを活用するなど、外国地方政府・企業・大学・研究機関等に対して投資を訴求できる提案か。 ・ データブックは、投資を訴求するための内容となっているか。	20
4	業務の実施体制及びスケジュール 類似業務の履行実績及び成果	・ 業務の確実な実施が期待できる担当者等の配置や、スケジュールが適切な企画提案となっているか ・ 履行した類似業務について、履行した内容や成果が本業務の成果が期待できるものであるか	10
5	経済性	・ コストパフォーマンスは優れているか	5
合 計			100

（５）企画提案の選定の方法

ア 提案を評価するために、企画提案評価会議（座長１名、座長代理１名、構成員 若干名）を開催します。

イ 企画提案評価会議の各構成員は別添「評価基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価を行います。

ウ 項目ごとの各構成員の評価点の平均点を「評価会議評価点（以下「評価点」という。）」とし、評価点の合計が最も高い者を見積業者に選定します。

ただし、評価の結果、最高点となった者の評価点の合計が１００点満点中６０点以下の場合は選定しません。

ウ 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

エ 企画書の選定に当たっては、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行います。

オ プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）

令和7年6月18日（水）県庁（予定）

（※時間及び場所は各参加者に個別に連絡）

（6）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業政策課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業政策課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

（7）非選定理由に関する事項

ア （6）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業政策課に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業政策課長に提出するものとします。

（2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要) 長野県産業労働部産業政策課 企画担当 電 話 026-235-7205 (直通) ファックス 026-235-7496 メー ル san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

様式第3号（第13第2項、第3項）

参 加 申 込 書

年 月 日

長野県産業労働部産業政策課長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（個人にあつては住所、氏名）

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務
- 2 公告日
令和7年6月2日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 長野県入札参加資格者登録番号及び等級区分

2 建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況

登録規程名	登録番号	登録年月日	登録部門

3 都道府県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり（納税証明書（未納の額がないことの証明））

4 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり	加入義務有・労働保険 申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等 ・厚生年金保険、健康保険 申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等 加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
--------	--

5 同種又は類似の業務の実績

業務名			
(1) 発注者名			
(2) 契約金額			
(3) 履行期間			
(4) 業務の概要			

- (注) 1 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
2 実績は、公告の日から過去3年以内に履行した業務を対象とする。
3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

令和7年 月 日

長野県産業労働部産業政策課長 様

住 所
商号又は名称
代表者 氏名
(個人にあたっては住所、氏名)

誓約書

令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務の企画提案にあたり、同業務公募型プロポーザル方式実施公告の「2 応募資格要件」に定められた資格を満たしていることを誓約します。

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メール

業 務 等 質 問 (回 答) 書

提出日：令和7年 月 日

発 注 機 関 名		公 告 日	年 月 日
業 務 名 業 務 箇 所 名			
質問書提出者	所 在 地		
	商 号 又 は 名 称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容			

企 画 提 案 書

令和7年 月 日

長野県産業労働部産業政策課長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

（個人にあつては住所、氏名）

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

1 対象業務名

令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定支援業務

2 公告日

令和7年6月2日

【連絡先】 担当者所属

氏 名

電 話

F A X

メー ル

企 画 書 (例)

提出者名

1 業務の実施者	氏名		住所	
2 業務の実施方法				
3 業務の実施体制				
4 協議及び報告に関する事項				
5 業務に要する経費及びその内訳	※経費の合計額は、公告1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。			
6 その他当該業務の目的を達するために有効な事項				
7 再委託の予定	(委託先)			
	(委託内容)			
8 企画協力等の予定	(協力を求める先)			
	(協力を求める内容)			

見 積 書

令和7年 月 日

長野県産業労働部産業政策課長 様

見積人
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	令和7年度 県内製造業企業の海外展開支援に関する方向性策定 支援業務
2 業 務 箇 所	
3 見 積 金 額	

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)